

平成 28 年 1 月 28 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友信託銀行株式会社

「JP投信株式会社」の業務開始および新商品の設定・運用開始について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長:北村 邦太郎)は、子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:常陰 均、以下「三井住友信託銀行」)が、株式会社ゆうちょ銀行(取締役兼代表執行役社長:長門 正貢、以下「ゆうちょ銀行」)、日本郵便株式会社(代表取締役社長:高橋 亨、以下「日本郵便」)および野村ホールディングス株式会社(グループ CEO:永井 浩二、以下「野村 HD」)との間で合併で設立した「JP 投信株式会社(以下「JP 投信」)」について、資産運用会社として業務を開始するとともに、平成 28 年 2 月 18 日(木)から投資信託商品の設定・運用を開始することを、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. JP 投信の業務開始および投資信託商品の設定・運用開始について

JP 投信は、ゆうちょ銀行および日本郵便が全国で把握した、個人のお客さまの資産運用ニーズ等を踏まえ、三井住友信託銀行および野村 HD がもつ資産運用ノウハウを活用し、お客さま本位の簡単で分かりやすい投資信託商品の検討、開発を行ってまいりました。

今般、JP 投信は、資産運用会社として業務を開始するとともに、初めて投資をお考えのお客さままでも安心してご購入できる投資信託商品として、「JP4 資産バランスファンド(安定コース/安定成長コース/成長コース)」および「JP 日米国債ファンド」を設定・運用します。

なお、上記の投資信託商品については、ゆうちょ銀行および日本郵便が、平成 28 年 2 月 22 日(月)から、商品の取扱いを開始する予定です。

<設定・運用を開始する投資信託商品の概要>

商品名称	商品分類	運用会社	設定日
JP4 資産バランスファンド (安定コース/安定成長コース/成長コース) 【愛称:ゆうバランス】	追加型投信/ 内外/ 資産複合	JP 投信株式会社	平成 28 年 2 月 18 日(木)
JP 日米国債ファンド 【愛称:未来の手紙】	追加型投信/ 内外/ 債券	JP 投信株式会社	

2. JP投信の概要

商号	JP投信株式会社 (英文表記:JP Asset Management Co.,Ltd.)
社名ロゴタイプ	JP投信株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋本町一丁目5番11号
事業内容	投資運用業(投資信託委託業)
金融商品取引業者登録番号	関東財務局長(金商)第2879号
加入協会	一般社団法人投資信託協会
設立年月日	平成27年8月18日 ※平成27年11月9日にJP投信株式会社へ商号変更
資本金	5億円
株主	ゆうちょ銀行 45% 日本郵便 5% 三井住友信託銀行 30% 野村HD 20%
代表取締役	代表取締役社長:清野 佳機 代表取締役副社長:盛田 孝司

3. 今後の見通し

本件が平成28年3月期の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社および三井住友信託銀行の業績予想に与える影響はございません。

以上

※ご注意事項

投資信託におけるリスクについて

- ・ 投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託を購入されたお客さまに帰属します。

投資信託にかかる費用について

- ・ 投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用については、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

- ・ このニュース・リリースは、JP 投信の業務開始および JP 投信が設定・運用を開始するファンドの概要に関する情報提供を目的として三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ・ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・ 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)の内容を必ずご確認くださいの上、お客さまご自身でご判断ください。
- ・ 投資信託の設定・運用は運用会社がおこないます。
- ・ ご購入・ご解約のお申し込みについては、当初申込期間開始以後、販売会社にてお申込みになります。三井住友信託銀行は販売会社ではありません。
- ・ 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。